

安全で快適な都市の基盤・生活の環境づくり

第2編 基本計画 第1章



第1節	災害に強い防災まちづくり	30
第2節	消防・救急の充実のために	34
第3節	安全で安心できる生活環境づくりのために	38
第4節	円滑な都市活動を支える道路整備のために	42
第5節	交通体系を整備するために	46
第6節	清潔な生活環境づくりのために	50
第7節	良好な住環境形成のために	54
第8節	市街地の利便性を高めるために	56
第9節	魅力ある都市景観を形成するために	60
第10節	墓園の整備	62



第1節

災害に強い 防災まちづくり



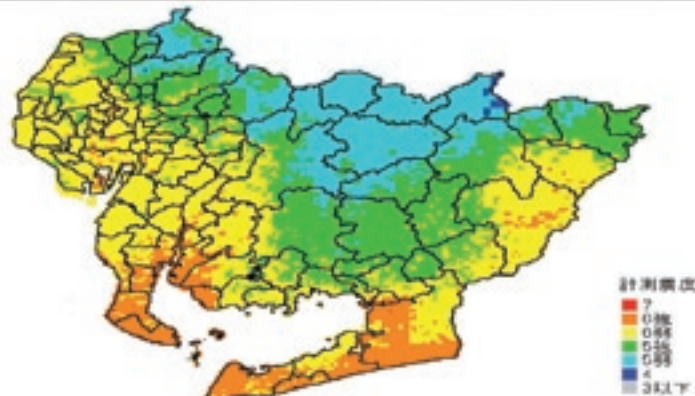
現状と課題

- 火災・地震・風水害などの災害は、安全、安心な暮らしを願う住民にとって、大きな脅威です。過去の災害を教訓に災害を未然に防止し、災害から住民の生命、身体と財産を守るため、有事に備えた防災対策を行い、災害に強いまちづくりの推進が重要です。
- 本町では、防災会議を設置し「幸田町地域防災計画」を定め、総合的な災害対策を計画的に進めています。
- 町全域で被害が予想される大地震に対しては、町内23区に自主防災組織が設置されており、平成14年からは防災ボランティア幸田が結成され、それぞれ防災活動を実施し、防災意識の普及に努めています。また非常時の通信を確保するため、防災行政無線の整備を進めています。
- 都市化が進展すると、遊水機能が低下することから、降雨時の雨水流出量は増大することが確実です。そのため、治水対策を河川改修のみに頼ることなく、森林、ため池、

排水路、河川といった系統だった水管理を主眼に置いて、それぞれが治水機能を分担しながら被害に強いまちづくりを進める必要があります。その一環として優良農地の保全に努めながら、森林保全、ため池の洪水調整機能向上、雨水の地下かん養などを考えていく必要があります。

- ため池の整備については、老朽ため池整備事業等により改修が終わり、これからは農業的利用のみならず下流域の防災機能を高めるなど多目的利用を図る必要があります。また水辺環境など潤いのある憩いの場としての整備を図ることも必要です。
- 今後は、最悪の事態に遭遇したときでも、住民の安全が確実に保障される防災システムの確立に向けて、広域的な視点で、都市計画の発展段階に整合した地域防災計画の見直し・点検に努める必要があります。
- さらに、緊急時の安全確保に向けて、地域の防災力を高めていくことが重要な課題です。

◆ 想定東海・東南海地震連動による予測震度



資料出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書（平成15年3月）

施策の体系

防災対策の強化

- 1. 地震対策
- 2. 水防対策
- 3. 土砂災害対策

治山対策の推進

- 1. 治山事業の促進
- 2. 森林の保全

河川・
ため池
の整備

- 1. 河川改修の促進
- 2. 流域対策の実施
- 3. ため池の整備と保全

◆避難所一覧表

避難所	所在地	避難所	所在地	避難所	所在地
町民会館	大草字丸山 60	幸田中学校	◇ 黒方 19	深溝小学校	◇ 南道祖神 11
長嶺コミュニティホーム	長嶺字南郷中 28	岩堀公民館	◇ 昆沙門 1-1	深溝老人憩の家	◇ 南道祖神 30-1
久保田コミュニティホーム	久保田字社口 25-2	新田老人憩の家	◇ 新田 110	南部中学校	◇ 舟山 5-5
坂崎公民館	坂崎字御屋敷 22-1	高齢者生きがいセンター	横落字竹ノ花 32	市場公民館	◇ 会下後 37
坂崎小学校	◇ 揚り山 31	横落コミュニティセンター	◇ 郷中 67	一ノ瀬コミュニティホーム	◇ 花籠 19-3
坂崎保育園	◇ 揚り山 11-1	中央小学校	◇ 北門 1	海谷公民館	◇ 上一木 16
坂崎7番組コミュニティホーム	◇ 城 1	荻農村センター	荻字下 61-1	豊坂小学校	野場字鶏島 55
幸田小学校	大草字三ツ石 18	とぼね運動場管理棟	◇ 奥入 99	野場老人憩の家	◇ 下市場 53
大草保育園	◇ 北川後 50	幸田老人憩の家	芦谷字後シロ 15-1	幸田勤労者体育センター	◇ 鶏島 50-1
大草老人憩の家	◇ 羽根 9	桜坂コミュニティホーム	菱池字桜坂 31-1	野場ふれあいセンター	◇ 下片田 19
大草西コミュニティホーム	◇ 寺西 16-6	芦谷公民館	芦谷字神ノ前 27-3	豊坂保育園	◇ 井戸田 40-1
高力老人憩の家	高力字越丸 13-1	芦谷コミュニティセンター	◇ 宮ノ根 15-7	野場南部コミュニティホーム	◇ 南野 105
幸田高校	◇ 神山 78	荻谷小学校	◇ 東山 1	永野老人憩の家	永野字沢田 128
北部中学校	◇ 越丸 34	さくら会館	◇ 蒲野 25-1	須美公民館	須美字向屋敷 88-2
身体障害者福祉センター	菱池字城山 143-1	幸田保育園	◇ 宮ノ根 14	須美老人ふれあいの家	◇ 遺水 1-5
鷺田公民館	◇ 野々宮 102-1	里中央コミュニティホーム	深溝字内山 32	六栗公民館	六栗字本郷 5-1
鷺田コミュニティホーム	◇ 寺西 6	老人福祉センター	深溝字一之宮 2-1	六栗児童館	◇ 大後 23-2
わしだ保育園	◇ 大久後 16-1	深溝児童館	◇ 里 4-1	上六栗老人憩の家	上六栗字中切 34
岩堀老人憩の家	◇ 昆沙門 2	里東老人憩の家	◇ 権行寺 21-3	桐山老人憩の家	桐山字善田山 76-3
欠間児童館	◇ 欠間 11	里西コミュニティホーム	◇ 一ノ宮 6-3	逆川農村センター	逆川字大坪 31-2
幸田町中央公民館	◇ 黒方 78	里保育園	◇ 宮前 5		



施策の目標

- 住民の生命・身体・財産を災害から守り、住民が安全で安心して暮らせる、災害に強いまちづくりを進めるため、防災体制の整備・充実を図ります。

主要施策

防災対策の強化

地域の防災力を高めるため、防災知識の普及を図るとともに、地域の人材育成、資機材の整備・充実などを進め、自主防災組織の強化を推進します。また、障害者、高齢者などの災害時要援護者の把握や安全確保にも地域ぐるみでとりくむために防災関係機関や防災ボランティアとの連携強化を図ります。

1. 地震対策

- 非常時の通信を確保するため、防災行政無線戸別受信機の全戸設置を進め、有効活用を図ります。
- 非常時の飲料水を確保するため、飲料水兼用耐震性貯水槽^{※1}の設置を促進します。
- 非常用資機材と食糧の備蓄整備を図ります。
- 避難施設の耐震性強化と震災時の緊急体制の整備・充実を図ります。
- 民間事業者とライフライン^{※2}の早期復旧体制の強化を図ります。

2. 水防対策

- 危険地域の調査を実施し、水防体制の確立を図ります。
- 防災倉庫の整備を進め、水防用資機材の備蓄整備を図ります。
- 警戒体制の整備に努め、早期情報収集・早期勧告などを実施し、被害の軽減を図ります。

3. 土砂災害対策

- 町内に71か所（平成17年4月現在）ある急傾斜地崩壊危険箇所については、急傾斜危険区域の指定及び崩壊対策事業の促進を図ります。

- 町内に65か所（平成17年4月現在）ある土石流危険渓流については砂防事業の促進を図ります。
- 砂防事業の促進、防災意識の普及および避難体制の整備など総合的な防災体制の確立に努めます。

河川・ため池の整備

1. 河川改修の促進

- 広田川総合治水対策により、遊水地^{※3}を含めた整備を進めます。
- 砂防指定地のうち、土砂流出の恐れがある渓流については、砂防ダムや流路工の整備を要望します。
- 県管理河川については、未改修箇所の早期改修を要望します。

2. 流域対策の実施

- ため池管理者や水利権者の理解と協力を得ながら、水位計測による集中管理方式の導入により、農業利水に支障のない範囲内で洪水調整容量を有効的に確保し、ため池の高度利用に努めます。
- 降雨時の河川負荷を軽減するため、浸透性の舗装などを含めた地下浸透方式の導入を促進します。

3. ため池の整備と保全

- 防災機能を持たせるための整備を図ります。

治山対策の推進

1. 治山事業の促進

- 山地において、自然現象によって発生した崩壊地の復旧を図ります。

■ 自然現象などによって崩壊の可能性が濃厚な山地災害の予防を図ります。

2. 森林の保全

■ 森林の荒廃を防ぎ保水力の向上を図るために、伐採跡地への樹種を考慮した早期植林を促進します。

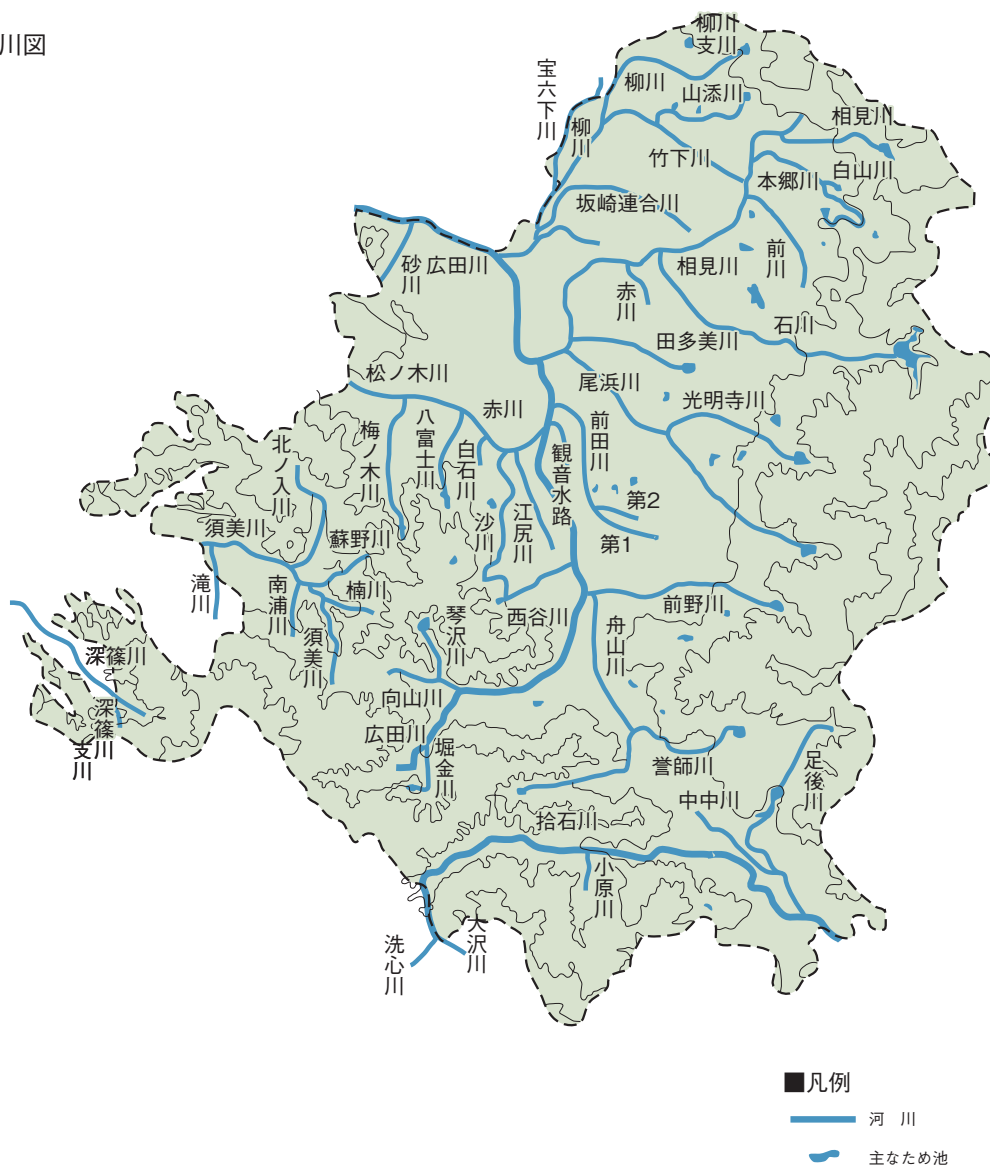
■ 土砂の流出など山地に起因する災害を防ぐ

ため、保安林などの適正な整備管理に努めます。

■ 「緑の保全」の意識高揚のために、親しみのもてる場所として森林の整備促進を図ります。

■ 竹による里山崩壊を防ぐため、竹の有効利用と合わせて竹対策を施すことにより森林保全を図ります。

◆ 河川図



用語解説

※1 飲料水兼用耐震性貯水槽▶大規模災害時の避難住民の飲料水を確保する貯水槽であり、火災時には初期消火用としても活用できる。

※2 ライフライン▶電気、ガス、水道、電話、食糧流通など生命や生活を支えるもの。

※3 遊水地▶大雨時に下流地域への洪水を防ぐために流水をため込み、河川の水位を下げる機能をもつ。



第2節

消防・救急の充実のために

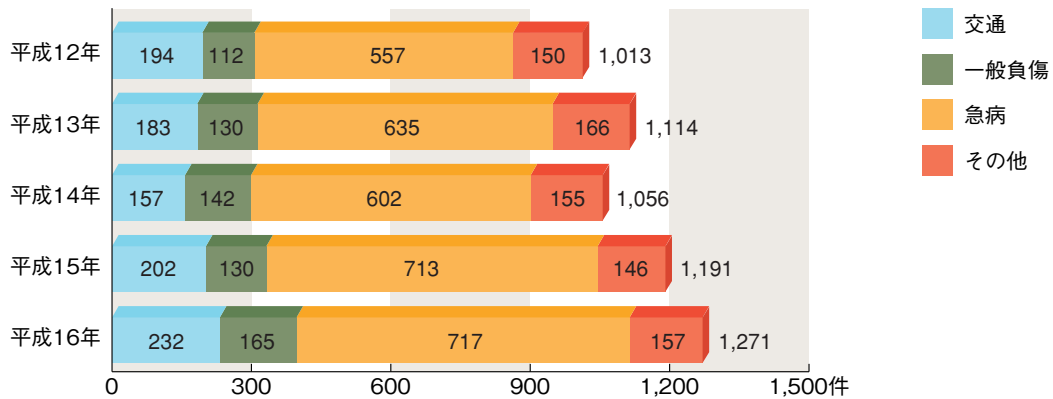


現状と課題

- 都市化の進展により、災害も多種多様の傾向にあります。また、核家族化や防火防災意識の希薄化がめだっています。今後は、消防力の強化を図るとともに、予防消防行政を積極的に推進することが必要です。
- 近年、社会経済の変化を受け、消防団員の確保難などの問題を抱えており、組織の充実を含め活性化を図る必要があります。

- 救急業務は、交通事故の増加や高齢化社会を迎えますます増加する一途です。救急救命に対する住民意識の高まりにともない、救命率の向上、高度医療応急手当などが求められています。このため隊員の資質向上と収容体制の整備を図る必要があります。

◆出場件数



各年中（単位：件）

年次	総数	火災	風水害等	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	不搬送
平成12年	1,013	2	—	194	16	5	112	7	22	557	98	51
平成13年	1,114	5	—	183	22	7	130	5	14	635	113	69
平成14年	1,056	—	—	157	19	8	142	9	12	602	107	46
平成15年	1,191	1	—	202	25	9	130	7	11	713	93	77
平成16年	1,271	1	1	232	18	5	165	6	20	717	106	61

資料：消防本部

施策の体系

消防・救急 体制の充実

1. 防火・防災意識の高揚
2. 消防施設・資機材の整備・充実
3. 職員などの適正配置と資質向上
4. 救急・救助隊員の資質向上
5. 収容体制の整備

◆消防資機材等の整備状況

資機材	平成17年4月現在保有台数
1 消防ポンプ自動車	3台
2 救急自動車	3台 (うち高規格救急自動車※12台)
3 はしご付き消防自動車	1台
4 救助工作車	1台
5 その他車両	6台
6 消防団車両	消防ポンプ自動車 4台
	小型動力ポンプ付積載車 4台

資料：消防本部

施策の目標

- 火災を未然に防止し被害を最小限度に止めるため、消防力の充実を図るとともに救急体制の強化に努め、安全な住民生活の確保をめざします。





主要施策

消防・救急体制の充実

1. 防火・防災意識の高揚

- 防火・防災意識の希薄化に対し、予防消防行政を積極的に推進し、防火・防災意識の普及を図ります。
- 防火査察や立入検査を充実し、指導強化を図ります。

2. 消防施設・資機材の整備・充実

- 消防車両を順次更新し、資機材の軽量化、省力化、自動化を図ります。
- 消防OAシステム^{※2}による消防防災行政の合理化と推進を図ります。
- 耐震性防火水槽の設置および自然水利の整備を図ります。
- 消防団員の安全・衛生面などを考慮して分団詰所の建替え整備を図ります。

3. 職員などの適正配置と資質向上

- 消防力強化のための必要な人員確保と適正配置を図ります。
- 複雑多様化する災害に対し、消防学校などでの専門研修あるいは訓練へ職員や団員を積極的に派遣し、資質の向上を図ります。

4. 救急・救助隊員の資質向上

- 消防学校などでの専門研修に派遣し、知識や技術の修得を図り、隊員の資質向上に努めます。
- 救命士養成の準備として消防学校での高度教育研修に派遣し、隊員の資質の向上および救命率の向上に努めます。また救急救命士^{※3}の養成に努めます。

5. 収容体制の整備

- 救急医療情報システム^{※4}の充実と消防通信指令装置の導入により収容体制の整備を図ります。また、緊急性の高い救急搬送については、県ドクターヘリ^{※5}の要請も行っていきます。

用語解説

※1 高規格救急自動車▶患者の輸送中に、同乗する救急救命士が医療機関と連絡を取りながら応急処置を施すことができるように除細動器、人工呼吸器や輸液ポンプなどの医療機器設備を整備した救急自動車

※2 消防OAシステム▶消防活動・救急活動情報をデータベース上に蓄積し、統計管理するシステム

※3 救急救命士▶救急救命士法に基づき、救急車に乗車して医師の指示の下に救急救命処置を行う者

※4 救急医療情報システム▶病院、消防機関、保健所、市町村などをパソコンとデジタル回線で結び、最寄りの救急病院などや休日・夜間において診療できる救急病院などを案内する

※5 ドクターヘリ▶救命救急処置を必要とする患者が発生した現場などに、医師・看護師を派遣し、初期治療・本格的救急医療を迅速に行うための医師・看護師派遣システム





第3節

安全で安心できる生活環境づくりのために



現状と課題

- 本町では、国道 248 号及び 23 号などの主要幹線道路を主軸に道路整備が進められ、平成 19 年には名豊道路が芦谷 IC（仮称）までの区間で供用開始される予定であり、さらに交通量が増加するものと考えられます。
- こうした中において、交通事故を防止し安全で快適な生活を守るためには、安全施設の整備を充実させることはもちろんのこと、住民一人ひとりの意識を向上させることが何よりも重要なことであります。
- そのため、車社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、地域・職域・学校・家庭などの領域別あるいは各年齢層に応じた交通安全教育を進め、意識の高揚を図ることが必要です。
- 一方、犯罪のない明るいまちづくりを目標に、組織づくりと防犯の啓蒙活動を進めてきていますが、犯罪の発生件数は増加しており、車両関係の盗犯および空き巣などの犯罪が、大半を占める状況に変化しつつあります。犯罪は生活の様式や生活環境の変化により、その内容も多様化しています。
- このように、犯罪が多様化する中において犯罪を未然に防止するには、住民一人ひとりが自分自身で身を守ろうという防犯意識を高めることが重要です。
- そのためには警察、防犯委員会、各地区に設置してある防犯連絡所および行政が連携を密にした情報の提供を行い、環境浄化と自主防犯意識を確立させることが最も必要なことです。
- さらに安全で安心できる明かりのあるまちづくりをめざし、防犯灯の設置を計画的に進め一層充実することが必要です。
- 経済社会の急速な発展に対応して、商品の多種多様化、販売競争による消費情報の氾濫など消費生活を取り巻く状況は複雑多岐にわたっています。そのため、訪問販売や通信販売、クレジットカードのトラブル、さらには情報化社会の発展によりインターネットや携帯電話を使った不当請求など新たな消費者問題が発生しています。
- 将来、社会やライフスタイルの変化にともなう新たなトラブルの発生も予想されるため、施策の充実が望まれています。
- 今後も、関係機関や消費者団体と連絡を密にして、消費者への情報提供や啓蒙活動をより適切に実施していく必要があります。



施策の体系

交通安全
対策の
強化

- 1. 交通安全意識の高揚
- 2. 交通安全施設の整備
- 3. 被害者の救済

消費生活の
安定向上

- 1. 消費者意識の啓発
- 2. 消費者団体への支援
- 3. 消費者の保護対策
- 4. 消費生活と環境保護

防犯対策の
強化

- 1. 正しい現状把握と柔軟な対応
- 2. 活動基盤の整備・充実
- 3. 地域防犯体制の強化

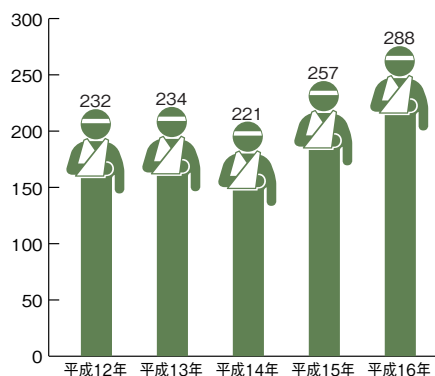
◆交通事故の発生状況

各年中（単位：人）

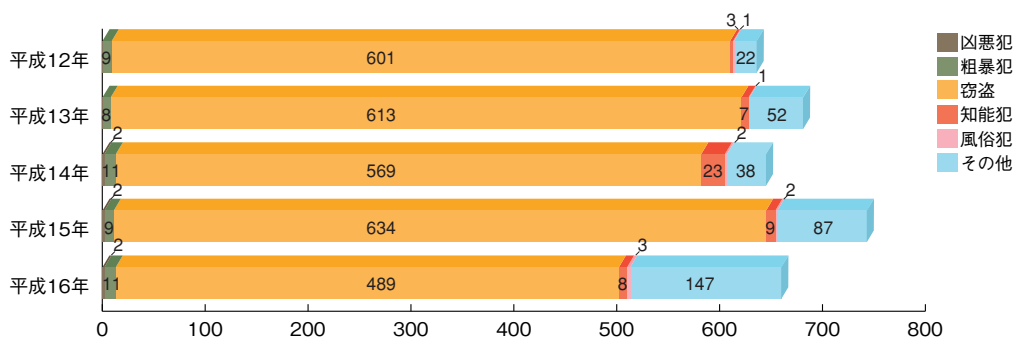
年次	総数		歩行者		自転車		車その他	
	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
平成12年	1	275	0	18	0	28	1	229
平成13年	2	279	1	20	0	24	1	235
平成14年	3	278	1	12	0	23	2	243
平成15年	8	343	1	15	2	36	5	292
平成16年	5	352	2	21	1	45	2	286

資料：岡崎警察署

◆人身事故の発生件数 各年中（単位：件）



◆刑法犯罪の発生件数



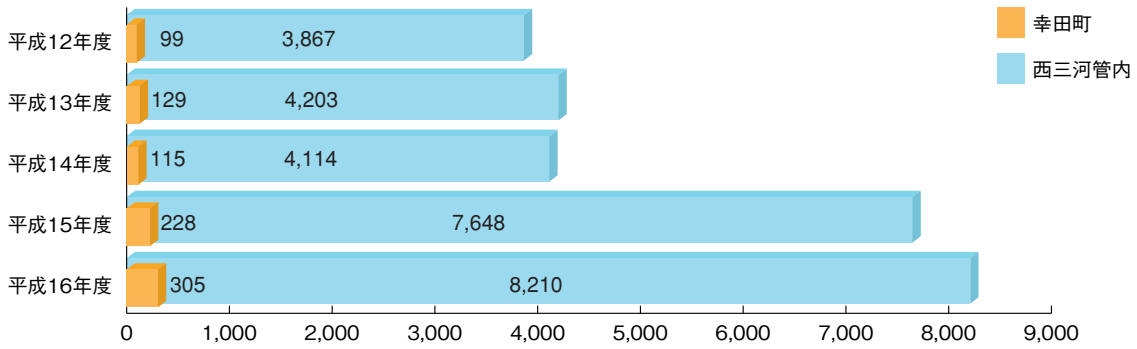
各年中（単位：件）

年次	総数	凶悪犯				粗暴犯				窃盗	知能犯	風俗犯	その他
		殺人	強盗	放火	強姦	暴行	傷害	脅迫	恐喝				
平成12年	636	0	0	0	0	4	2	0	3	601	3	1	22
平成13年	681	0	0	0	0	4	3	0	1	613	7	1	52
平成14年	645	0	1	0	1	4	4	0	3	569	23	2	38
平成15年	743	1	0	0	1	2	4	0	3	634	9	2	87
平成16年	660	0	2	0	0	3	5	0	3	489	8	3	147

資料：岡崎警察署



◆契約当事者※1 相談件数 (単位：件)



資料：西三河県民生活プラザ

施策の目標

- 住民を交通事故から守るため、交通安全施設の充実はもとより交通安全教育の普及と徹底を図り、安全なまちづくりを進めます。
- 安全で住みよいまちづくりのため、防犯意識の高揚と環境浄化に努め、明るい地域社会を築く活動を推進します。
- 住民が安心して消費生活を楽しめるよう、情報の提供や賢い消費行動への啓発活動を推進するとともに、自主的、合理的な消費行動のできる主体性のある、消費者づくりと消費者団体などの育成を図ります。

主要施策

交通安全対策の強化

1. 交通安全意識の高揚

- 各世代に応じた交通安全教育の充実
子どもから高齢者まで各世代別に交通安全教育を実施し、交通安全意識の普及に努めます。
- 街頭指導の強化
地域における交通安全意識の高揚を図るため、地域住民・各種団体・行政が一体となって交通安全運動期間中の街頭指導を強化します。
- きめ細かな広報活動
交通安全に関する関心と意識を高めるため、効果的な広報媒体を活用し、日常生活に密着した広報を適宜行います。

2. 交通安全施設の整備

- 自転車・歩行者道の整備、シルバーロード※2の整備、交差点改良、道路標識の充実や適正な交通規制を行うことにより、だれでも

安心して通行できる道路環境づくりを進めます。

3. 被害者の救済

- 交通事故相談体制の充実
交通事故被害者救済を迅速かつ的確に推進するため、交通事故当事者に対する相談体制の充実を図ります。

防犯対策の強化

1. 正しい現状把握と柔軟な対応

- あらゆる機会を通じて情報を入手・分析して、地域の情勢を的確に把握し、前向きにかつ柔軟に対応した施策を企画・実施します。

2. 活動基盤の整備・充実

- 防犯組織の整備・充実、民間のボランティア団体との有機的な連携を保ち、活動基盤の強化に努めます。

3. 地域防犯体制の強化

- 安全を確保して、安心して住める地域社会とするため、防犯連絡協議会が中心となって、関係機関・団体との連携を図るとともに、地域環境の把握と自主的かつ効果的な地域安全対策を推進します。

消費生活の安定向上

1. 消費者意識の啓発

- 時代の流れに適應した学習機会の提供に努めます。

2. 消費者団体への支援

- 消費者団体などに対して、自主的、自立的

な消費者運動が展開できるよう支援を行います。

3. 消費者の保護対策

- 消費生活相談や苦情相談を随時受け付けられるよう、西三河県民生活プラザとの連携を密にして、迅速で適切な苦情処理に努めます。

4. 消費生活と環境保護

- 省資源、ごみの減量化、環境保護など生活上の身の回りの課題に対して、消費者団体、事業者、行政が一体となった取組みを図ります。



用語解説

※1 契約当事者▶ 相談に結びつく消費生活上の行為をした者。

※2 シルバーロード▶ 高齢者の交通事故防止のため、高齢者が利用する施設の周辺道路をシルバーロードとして指定し、標識を設置する。



第4節

円滑な都市活動を支える 道路整備のために

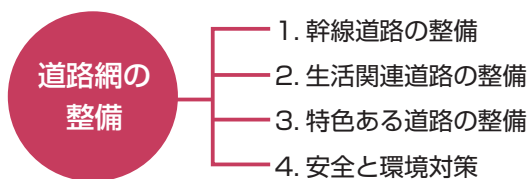


現状と課題

- 近年の経済交流の活発化と車社会の進展は、暮らしの中での道路の役割を一段と高めています。道路は都市の骨格を形づくるもので、その整備は単に輸送機能を高めるだけでなく、防災機能を高める効果があります。また市街地形成を誘導し、コミュニティ形成や交流促進などの形成を図る機能も有しています。反面、交通事故や騒音・排気ガス公害などによる地域の住環境を悪化させる要因となっています。
- 本町は、国県道が比較的多く、広域的な連携、集落間を結ぶ幹線道路として、産業発展や定住化の促進などに大きな役割を果たしています。
- 国道 248 号は町内 4 車線化が完了し、名豊道路は平成 19 年に芦谷 IC（仮称）まで供用開始予定です。
- 今後は自転車歩行者道・歩道設置など交通安全対策や都市計画道路の整備が重点となります。町道については、1,743 路線を認定し、舗装率は 74%、総延長は 416 km です。このうち規格改良済延長は 133 km で改良率は 32% です。（平成 16 年度末）
- 朝夕の通勤時間帯を中心に、交通渋滞が生じているところがあります。今後も、人口増加と産業活動の活性化により、新たな交通量の発生が見込まれるところであり、第二東名・名神高速道路の整備、名古屋三河道路や名浜道路の構想・計画の促進、名豊道路の東進などの広域圏における幹線道路網の整備を見極めながら、円滑な交通を確保していくための計画的な道路整備が求められています。



施策の体系



◆国道・主要地方道・一般県道整備状況

H17.4.1 現在

区分	道路名	実延長 (m)	自歩道設置延長 (m)	規格改良済 (m)	改良率 (%)
一般国道	23号	9,816	9,495	9,479	96.6
	248号	7,069	6,954	7,069	100.0
	小計 2路線	16,885	16,449	16,548	98.0
主要地方道	西尾幸田線	3,987	3,887	3,987	100.0
	安城幸田線	2,090	1,790	2,090	100.0
	小計 2路線	6,077	5,677	6,077	100.0
一般県道	幸田石井線	2,948	2,948	2,948	100.0
	幸田幡豆線	3,765	3,213	3,079	81.8
	深溝西浦線	1,099	691	1,099	100.0
	芦谷蒲郡線	3,129	279	3,129	100.0
	生平幸田線	3,666	1,688	1,697	46.3
	須美福岡線	4,709	3,793	4,166	88.5
	三ヶ根停車場拾石線	2,677	770	2,677	100.0
	蒲郡碧南線	3,425	1,912	3,380	98.7
	美合幸田線	5,739	3,683	5,739	100.0
	岡崎幸田線	6,578	3,210	6,578	100.0
	小計 10路線	37,735	22,187	34,492	91.4
合計		60,697	44,313	57,117	94.1

資料：土木課

※改良率には、一次改良された道路延長を含んでいます。



施策の目標

- 円滑な都市活動ができるよう交通体系の充実と施設整備を図り、人にやさしい安全で快適な道づくりを進めます。

主要施策

道路網の整備

1. 幹線道路の整備

- 国道23号（名豊道路）の整備促進についての要請及び道の駅^{※1}の設置を行います。
- 国道23号関連道路（都市計画道路上六栗線、芦谷線）の整備促進を関係機関に要請します。
- 都市計画道路生平幸田線は第二東名インターへのアクセスとして重要な道路であり、早期事業化を関係機関に要請します。
- その他都市計画道路野場福岡線・安城蒲郡線・六栗大草線・深溝西浦線の整備促進と現道の交通安全対策を関係機関に要請します。
- 都市計画道路野場横落線・岩堀線などの整備促進を図ります。
- 名古屋三河道路や名浜道路などの地域高規格道路^{※2}の整備促進を関係機関に要請するとともに、アクセスの調査検討を行います。

2. 生活関連道路の整備

- 国県道との連絡、地域コミュニティおよび生産活動を考慮した道路整備を推進します。

- 自転車・歩行者のための交通安全施設整備を含めた道路整備を推進します。
- 集落内道路については、良好な生活環境をめざし、改良・舗装・側溝整備を推進します。

3. 特色ある道路の整備

- 沿道環境などの地域特性を考慮した緑豊かで快適な道路空間を形成するため、シンボル性のある道路や歩車共存道路の整備について検討を進めます。

4. 安全と環境対策

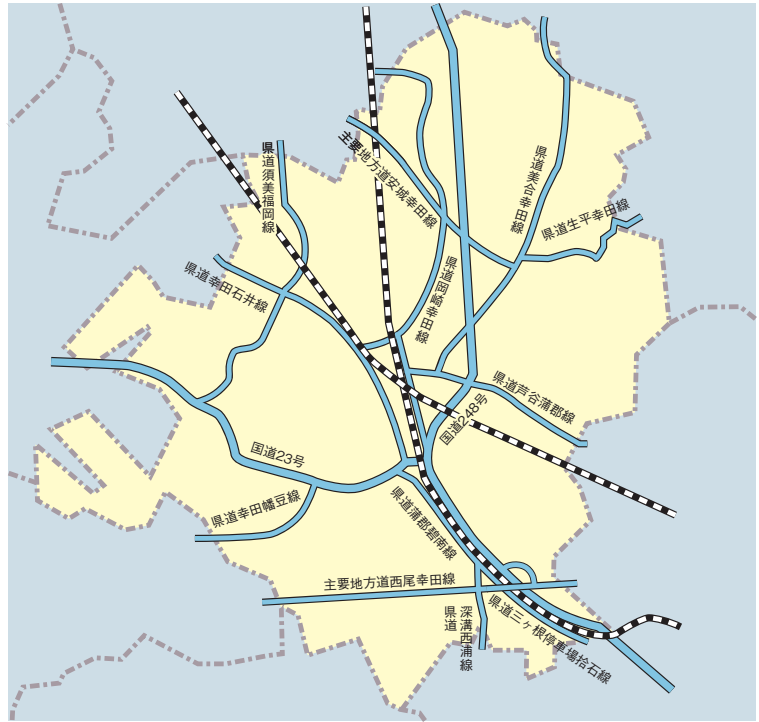
- すべての人が安全で快適に通行できるように歩行者空間の見直しや予想される地震規模に備えた橋梁の補強を行うことにより、安全面の整備推進を図ります。
- 地域に密着した道路の清掃や樹木の管理など、地域住民の参加による維持管理を行います。
- 交通量の円滑化、道路構造・沿道環境の整備など、交通公害対策を総合的に推進します。

用語解説

※1 **道の駅** 道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の住民のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設

※2 **地域高規格道路** 高規格幹線道路（高速道路）と幹線道路との間に位置する道路で、4車線以上の車線を確保し自動車用道路又はそれと同等の機能を有し、60～80km/hの速度サービスを提供する。

◆ 幹線道路現況図



「道の駅」構想図



第5節

交通体系を整備 するために



現状と課題

- 鉄道やバスなどの公共交通機関は、通勤・通学者はもとより、子どもや高齢者、身体の不自由な人にとって、不可欠な交通手段であり、生活の利便性を向上させる役割を担っています。また、公共交通機関は、個人の自動車利用に比べ環境負荷の少ない交通手段であり、環境面からも積極的な利用が望まれます。
- 本町の公共交通機関は、JR 東海道本線と名鉄バス路線で構成されています。幸田駅と三ヶ根駅については、いずれも通勤・通学を中心に重要な交通手段となっており、両駅とも利用者の利便性の向上に向けた改善が望まれます。
- さらに、幸田相見特定土地区画整理事業の実施にあわせて、(仮称) 相見駅の設置を

現し、町北部の公共交通の拠点形成を進めていくことが求められます。

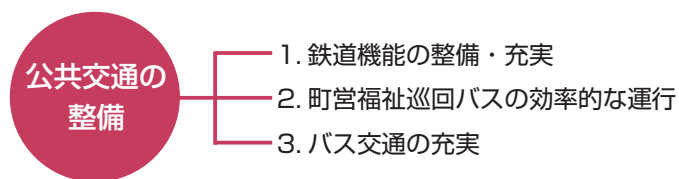
- バス交通については、名鉄バスが運行されています。利用者の減少する路線については見直し検討が進められていますが、公共交通の基幹として利用者増加誘導をさらに検討する必要があります。また、福祉巡回バスについては、効率的な運行が可能な車両の導入により、各施設を結ぶ身近な交通手段としての事業実施が求められています。
- リニア新幹線や新交通システムなどの検討が全国的なレベルでなされており、今後この地域における新たな可能性についても着目していきます。新幹線と JR 幸田駅が近接する本町の地理的条件を生かした新幹線駅の検討を行っていきます。

施策の目標

- 多様化する交通ニーズに対応するため、安全性・快適性・利便性に優れた公共交通ネットワークづくりを推進します。



施策の体系



主要施策

公共交通の整備

1. 鉄道機能の整備・充実

- 幸田駅および三ヶ根駅周辺の環境整備につとめ、鉄道利用者の混雑緩和や高齢者、障害者の利用に配慮した駅舎の整備など引き続き関係機関に要請していきます。
- 昼間の運行体系の改善と快速列車の停車を主としたダイヤ改正を関係機関へ積極的に働きかけます。
- (仮称) 相見駅の設置促進を関係機関に要請します。そして、だれもが安心して利用しやすい駅舎の整備を図ります。

2. 町営福祉巡回バスの効率的な運行

- 公共公益施設と鉄道駅間の連絡機能を高めるべく、より効率的な福祉巡回バスの運行に努めます。

3. バス交通の充実

- バス路線網の整備拡充および鉄道との連絡強化を関係機関に要望します。
- 気軽に心地よく待ち時間が過ごせる、交通弱者に配慮したバス停整備を図ります。

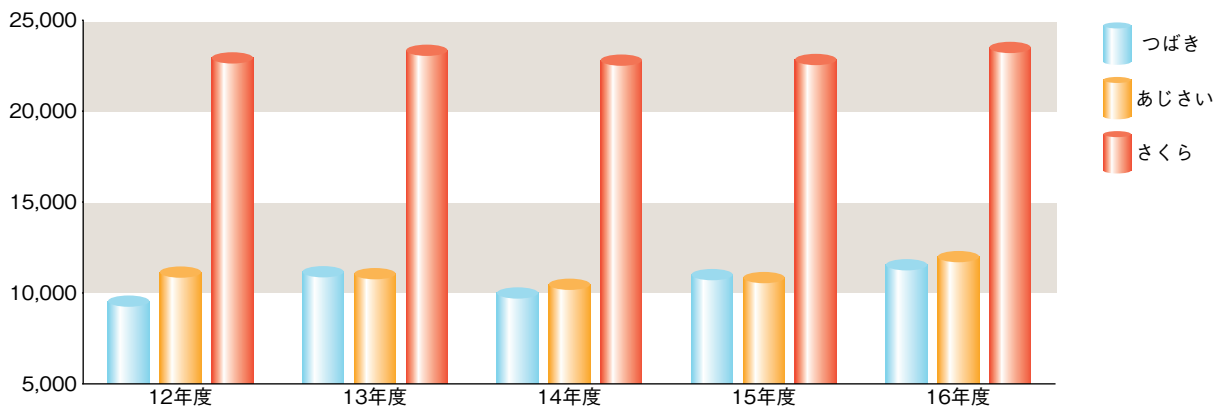




(仮称) 相見駅前将来イメージ図

◆福祉巡回バス利用者数

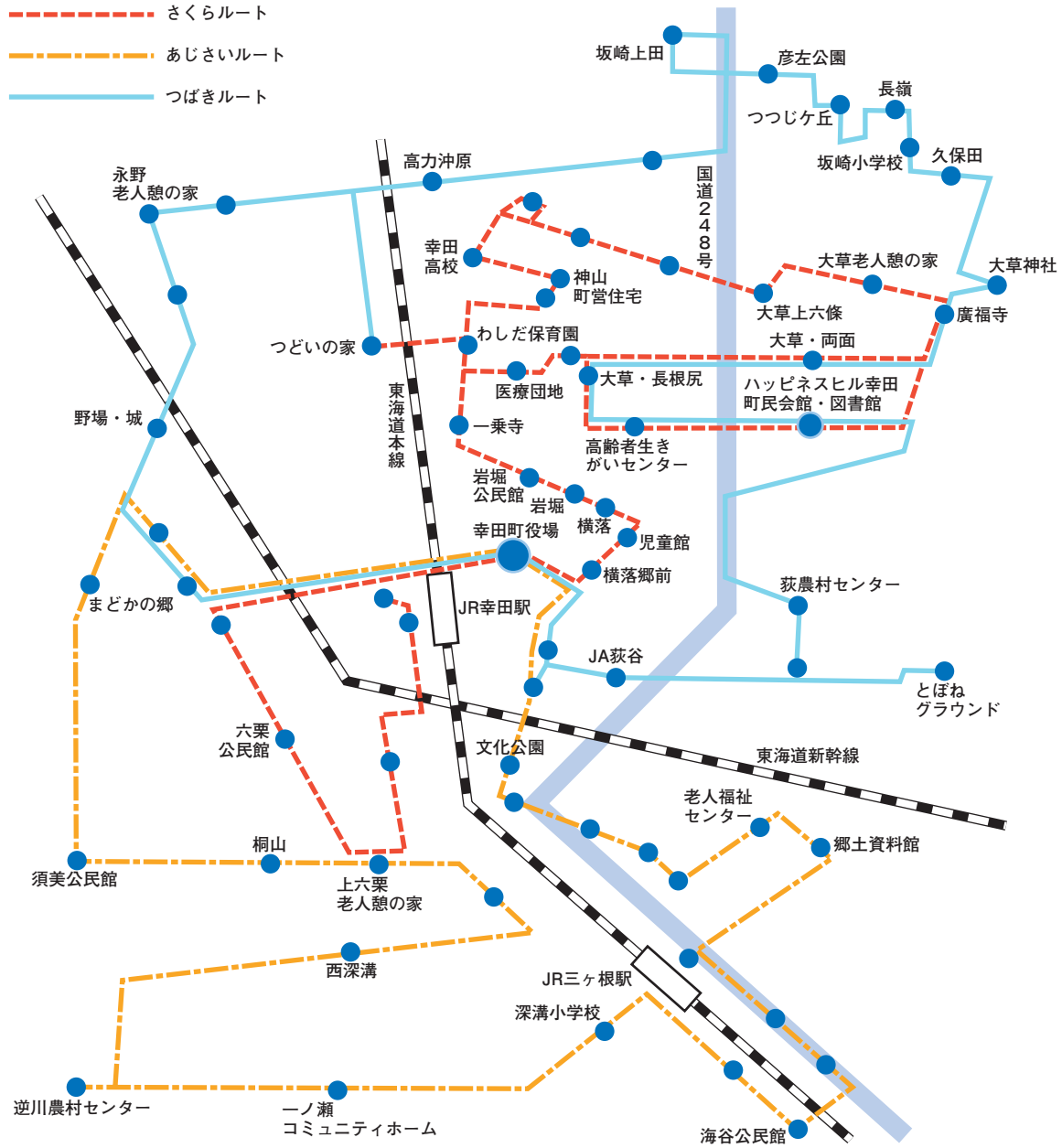
各年度中 (単位: 人)



年度	つばき		あじさい		さくら		合計		日平均 人数
	人数	車いす	人数	車いす	人数	車いす	人数	車いす	
12	9,550	11	11,147	0	22,929	5	43,626	16	167
13	11,167	33	11,061	0	23,348	13	45,576	46	174
14	9,999	31	10,477	3	22,805	29	43,281	63	163
15	11,009	40	10,846	0	22,841	22	44,696	62	172
16	11,551	67	11,999	0	23,504	50	47,054	117	179

資料: 福祉介護課

◆福祉巡回バス運行図





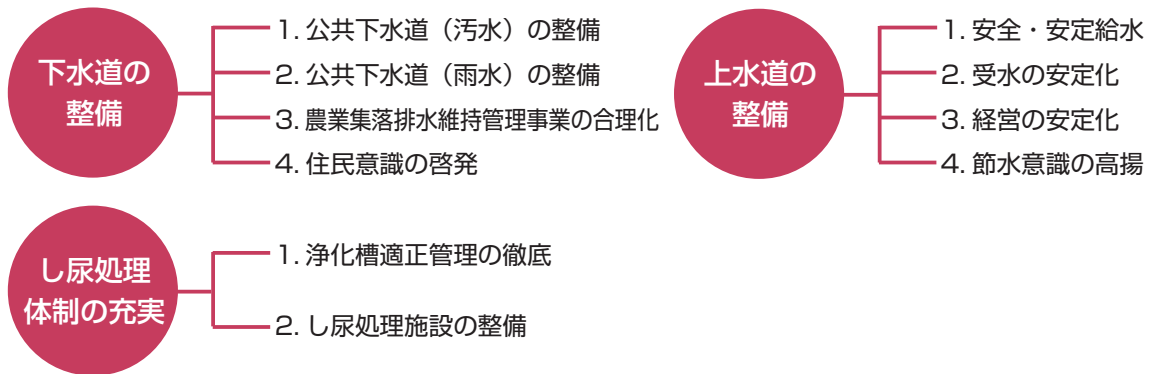
第6節

清潔な生活環境
づくりのために

現状と課題

- 生活様式の変化に伴い、一般家庭からの生活排水が増加してきました。その結果、水路、河川、農業用水の水質汚濁、住農環境の悪化が懸念され、環境の保全と良好な住農環境を確保するための公共下水道、農業集落排水事業などの整備が強く望まれてきました。
 - 本町における公共下水道整備計画は、蒲郡市浄化センターに流下し終末処理を行う単独関連公共下水道「南部処理分区(133ha)」と、矢作川流域下水道矢作川浄化センターで終末処理を行う流域関連公共下水道「中部処理分区、相見処理分区、北部処理分区(515.5ha)」に分けられます。単独関連公共下水道は、平成16年度末、事業認可面積133.0haの内、整備済面積115.1haに達し、流域関連公共下水道は、事業認可面積428.2haの内、整備済面積306.0haに達しています。今後も未整備箇所の事業認可拡大および整備推進を図っていくこと、ならびに接続促進のPRを強化していくことが必要です。
 - また、市街地の浸水を防止すべく雨水排水整備については、都市下水路として主な幹線の整備が完了しました。残された整備区域について、今後整備が必要です。
 - 農業振興地域を主とする農業集落排水事業については、計画的整備が進み、平成15年度に全13地区の整備は完了しました。これにより、農業用排水路や河川の水質汚濁は解消しつつあります。今後は、更なる
- 接続率の向上と維持管理の合理化が必要となっています。
 - 本町のし尿収集運搬は、許可業者が行い、処理は蒲郡市幸田町衛生組合の処理場である「清幸園」で行っています。
 - 公共下水道、農業集落排水事業の整備に伴い浄化槽やし尿汲み取り件数は減少傾向にあります。下水道への円滑な移行を図るためにも引き続き設置者の適正な維持管理のもと許可業者収集を実施する必要があります。
 - 上水道は、快適な生活や産業活動の発展に欠くことのできないライフラインであり、安心して飲める良質な水の供給とともに、湯水時や災害時においても安定した供給を確保することが求められています。
 - 本町における水道事業は、昭和46年から供用開始し、昭和52年に全町給水となり、平成16年度には給水人口34,626人、普及率99.3%、1日平均給水量11,707 m^3 と順調に伸びてきております。
 - しかしながら、供用開始から30数年が経過し、施設の老朽化による更新改良期を迎えることとなり、設備投資が必要となっています。今後は、安全性、安定性、耐震性といった質の向上に考慮しつつ、限りある水資源の有効利用を促進し、いつでも安心して利用できるおいしい水の供給に努めることが必要です。また、一層の経営の安定化を図り、事業の効率化、透明化を図る必要があります。

施策の体系



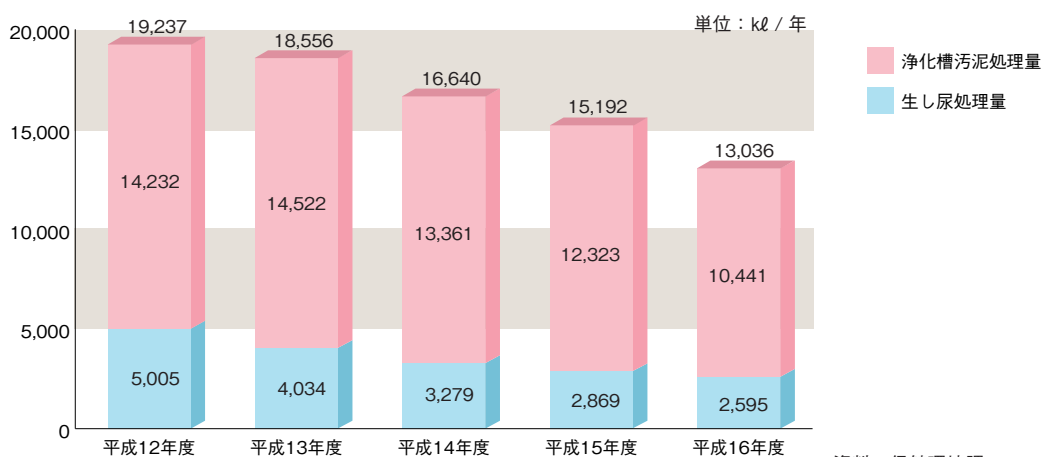
◆下水道の現況

各年度末

種 別		H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
公共下水道	処理区域面積 (ha)	305.4	352.3	376.2	399.2	418.8
	処理区域内人口 (人)	16,895	18,000	18,360	18,800	19,400
	人口普及率 (%)	51.4	53.9	54.4	55.3	56.5
	水洗化人口 (人)	2,503	5,854	9,808	13,090	15,299
	事業費累計 (千円)	11,376,360	12,107,870	13,047,389	13,954,863	14,866,738
	下水管渠総延長累計 (m)	90,236	102,638	108,187	114,650	121,338
	整備面積累計 (ha)	308.4	352.3	379.1	399.4	421.1
農業集落排水事業	処理区域面積 (ha)	355.0	355.0	355.0	370.0	370.0
	水洗化人口 (人)	7,376	8,451	8,864	9,205	9,576
	水洗化戸数 (戸)	1,812	2,112	2,257	2,300	2,504
	事業費累計 (千円)	14,066,086	14,473,416	14,740,906	15,410,160	15,755,039
	下水管渠総延長累計 (m)	100,437	100,825	104,772	105,541	105,541

資料：下水道課

◆し尿処理状況 各年度中



資料：保健環境課



◆上水道給水状況

各年度末

種 別		平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
給水区域内人口 (人)		33,210	33,732	34,138	34,472	34,866
給 水 人 口 (人)		32,851	33,418	33,843	34,216	34,626
普 及 率 (%)		98.9	99.1	99.1	99.3	99.3
年間有収水量 (m ³)		3,834,855	3,786,705	3,874,113	3,912,916	4,035,189
1 日配水量 (m ³)	最大	13,437	13,901	13,751	13,753	13,951
	平均	11,246	11,158	11,284	11,477	11,707

資料：水道課

施策の目標

- 快適なより良い住環境づくりに寄与するため、全町下水道化に向け更に推進・充実を図ります。
- 浄化槽の適正管理強化、下水道整備および接続促進を図るとともに、し尿の収集体制の再編整備を図ります。
- 住民が安心して使える安全な生活用水の安定供給を図ります。

主要施策

下水道の整備

1. 公共下水道（污水）の整備

- 単独関連公共下水道「南部処理分区」は、周辺集落区域の早期整備を図ります。
- 流域関連公共下水道「中部第1・第1-2・第3・第4、相見処理分区」は、幸田相見特定及び幸田野場土地区画整理事業の造成工事と同時に整備を図ります。また、周辺集落区域の早期整備を図ります。
- 流域関連公共下水道「北部処理分区」も早期事業化を図ります。

2. 公共下水道（雨水）の整備

- 市街地の浸水をなくすため、未整備区域の整備を進めます。整備にあたっては市街地の整備計画と連携し、実施を図ります。

3. 農業集落排水維持管理事業の合理化

- 維持管理の合理化を図ります。

4. 住民意識の啓発

- 全町下水道化を促進するため、下水道普及の説明会、広報、ホームページの活用でPRを行い、接続率向上を図ります。

し尿処理体制の充実

1. 浄化槽適正管理の徹底

- 浄化槽の管理者に対して、法定点検、清掃の励行など維持管理の指導を強化すると共に、適正な管理を担保するため維持管理費の補助を行っていきます。

2. し尿処理施設の整備

- 蒲郡市幸田町衛生組合処理場（清幸園）の改修計画に基づき、計画的に施設の整備・改修を進めます。

上水道の整備

1. 安全・安定給水

- 施設の維持管理体制の充実
安全な水供給の視点から、水質管理体制など、管理点検業務の体制強化と充実を図ります。
- 老朽施設の更新
水道施設の更新にあたっては、常に改良を加えながら、耐震強度の高い資機材・構造を採用します。
- 災害時の飲料水確保
幸田町水道事業地震防災応急対策要綱に基づき災害時の飲料水を確保します。また、県水蒲郡幹線と町基幹配水管を接続し、災害時にダイレクトに給水できるようにします。
今後も、飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を消防事業と協同推進するとともに、運搬車両の導入を検討します。

- 災害や事故に強い管路整備のため、ブロック給水※1 区域化の検討を図ります。

2. 受水の安定化

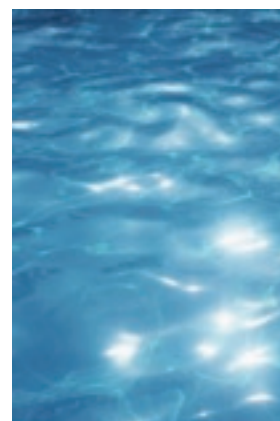
- 今後の水需要の増大に対しては、愛知県営水道用水供給事業から受水のため、県に水源確保対策を要請します。

3. 経営の安定化

- 料金の口座振替の推進を図ります。
- 施設設備管理のテレメータ※2 化および中央集中管理のシステム化を図ります。
- 漏水防止対策の推進を図ります。
- 常に適正な経営収支の均衡を図ります。

4. 節水意識の高揚

- 「水道週間」および「水の週間」などを中心に、広報活動を通じて、水の大切さ、水資源の有限性、水資源開発の困難性など、住民の節水意識の啓発に努めます。



用語解説

※1 **ブロック給水** 災害や事故の被害を最小限に食い止めるため、町内の給水区域をブロックに分割する。これにより被害区域が限定され、迅速に復旧することができる。

※2 **テレメータ** 自動計測電送装置。



第7節

良好な住環境 形成のために



現状と課題

- 昭和40年代から企業による大規模な宅地開発が行われてきましたが、最近では、民間による住宅開発の供給に対して、町の開発指導要綱に基づき指導することにより、よりよい住環境の整備に努めています。
- 公営住宅の供給については、町営が120戸、県営が72戸となっています。またすべての公営住宅が中層耐火構造に建て替えられており、部屋数は3DKで面積も約70㎡を超え、ほぼ満足できる水準となっています。しかし、建築後20年を経過した町営住宅

もあり、住宅の改修が必要となってきています。

- 今後は、さらに定住化を進めるために、若者から中所得者層など勤労者世帯向けの低廉で良好な住宅地が求められ、土地区画整理事業等による良質な都市基盤整備や緑農環境と調和した優良な郊外地開発による住宅地供給などが求められています。また、高齢者世帯の増加も予想され、福祉施策などの密接な連携を図った総合的な視点に立った住宅対策が必要です。

◆公営住宅の状況

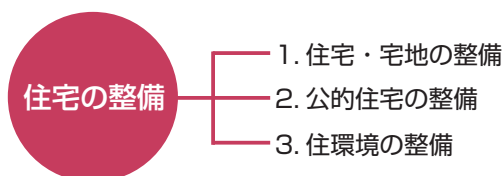
住宅名	所在地	建設年度	構造	間取り	管理戸数(戸)
県営六栗住宅1棟	六栗字八幡2-2	平成2年	中層耐火3階	3DK	18
〃 2棟	〃	〃	〃	4DK	3
〃	〃	〃	〃	3DK	15
〃 3棟	〃	平成3年	〃	4DK	3
〃	〃	〃	〃	3DK	15
〃 4棟	六栗字八幡12-1	平成4年	〃	3DK	18
町営深溝住宅	深溝字東五反田3	昭和61年	中層耐火3階	3DK	12
町営横落住宅1棟	横落字郷中8-1	昭和57年	中層耐火4階	3DK	16
〃 2棟	〃	平成4年	〃	3DK	8
町営神山住宅D棟	高力字神山35	平成2年	中層耐火3階	3DK	24
〃 C棟	〃	平成3年	〃	3DK	24
〃 B棟	〃	平成4年	〃	3DK	24
〃 A棟	〃	平成5年	〃	3DK	12

資料：都市計画課

施策の目標

- 安心して暮らせる住まいづくりへの支援充実を図り、良質な住宅・宅地の安定的な供給に努めます。

施策の体系



主要施策

住宅の整備

1. 住宅・宅地の整備

- シルバーハウジング※¹ プロジェクトなどにより高齢者向け住宅の確保に努めます。
- 障害者・勤労者・若者などさまざまな住民要望にこたえられるような水準の高い住宅づくりを促進します。
- 道路や下水道など宅地としての基本的条件の整備を指導しつつ、民間活力による住宅の開発供給を誘導します。
- 京ヶ峯山麓等の新たな郊外型住宅や地域木造住宅による優良田園住宅※² などの開発方針について検討します。
- 地震による木造住宅の倒壊などの不安を解消し、災害を未然に防ぐため、木造住宅耐震診断への補助、耐震補強工事への補助および融資あっせん制度により、地震に強い安全な住宅の推進に努めます。

- 住宅用太陽光発電システム設置者への補助を継続実施します。

2. 公的住宅の整備

- 町営住宅のより良い住環境を維持するため、計画的な改修を進めます。
- 低・中所得者向け町営住宅の整備を検討します。
- 公社・公団など良質な公的住宅の開発や誘致に取り組みます。

3. 住環境の整備

- 土地区画整理事業などの推進により、道路整備、公園・緑地の拡充、公共下水道の普及など都市的機能を充実するとともに、省エネ・バリアフリー※³ といった環境と人にやさしいまちづくりを促進することにより住宅の質的向上を図り、良好な居住環境の整備に努めます。

用語解説

※¹ **シルバーハウジング**：福祉施策と住宅施策の密接な連携のもと、高齢者が自立して安全かつ快適な生活ができるよう、高齢者の安全や利便に配慮した設備・設計とするとともに、安否の確認や生活相談、緊急時の対応などの福祉サービスが受けられる公営住宅等。

※² **優良田園住宅**：農山村地域、都市の近郊等に良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建てで、敷地面積が300㎡以上、建ぺい率30%以下、容積率50%以下、3階建て以下の住宅。

※³ **バリアフリー**：建築設計などにおいて、高齢者や障害者にとって障害となる段差や仕切りを解消し、利用しやすさに配慮すること。



第8節

市街地の利便性を高めるために



現状と課題

- 整然とした市街地の形成は、住民の安全で快適な生活の基盤として重要な役割を担っています。
- 土地区画整理事業は、現在7地区が完了し、2地区（49.2ha）が施行中です。他の地区でも土地区画整理事業を推進するための種々の調査を実施していくことが求められています。
- 住宅と商店が密集し都市機能が集中した幸田駅前地区は、幸田駅開設以来繁栄してきた本町の中心地区ですが、近年の商業施設の郊外進出などにより、中心性が低下しています。そのため、衰退傾向にある商業活動を活性化するための広範囲におよぶ再生策を講ずる必要があります、その手法が課題となっています。
- また、三ヶ根駅周辺は、観光施設とのアクセス強化が望まれており、また観光サービス施設などの整備にあわせ、駅周辺商店街の機能強化を図る必要があります。
- さらに、町北部地区では、幸田相見特定土地区画整理事業が進められており、民間開発などの整備とあわせた新市街地の開発、広域からの集客を見込んだ商業施設等の計画的誘導が期待されるところです。これらの市街地整備と一体となって（仮称）相見駅の実現を図り、町北部の都市核の形成が強く望まれています。
- このほかの都市基盤未整備地区については、市街地の整備手法のメニューも多様化してきているため、地域の特性を生かしたまちづくりを行うための整備手法を取り入れ、個性的で魅力のある都市基盤の整備を図る必要があります。
- また、新たに市街化区域に編入する新市街地についても、総合的な計画をもとに整備を実施する必要があります。



施策の体系

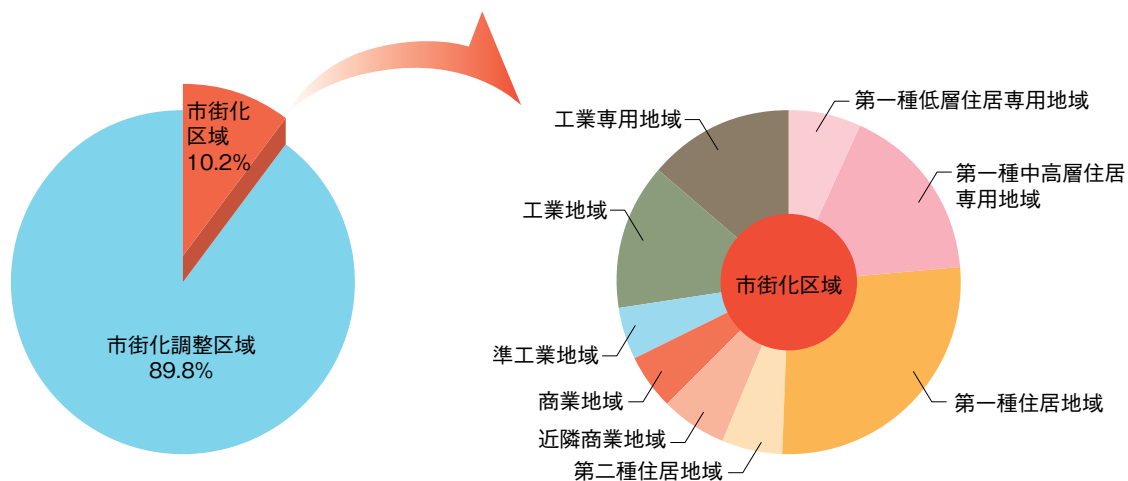


1. 地域拠点としての整備



- 1. 土地の合理的活用
- 2. 土地区画整理事業等の推進
- 3. 市街化区域の拡大や新たな土地利用による地域の活性化

◆都市計画用途地域別面積



平成 17 年 4 月 1 日現在

区分		面積 (ha)	市街化区域内 構成比 (%)	都市計画区域内 構成比 (%)
総 数		5,678	—	100.0
市 街 化 区 域	合 計	577	100.0	10.2
	第一種低層住居専用地域	39	6.8	0.7
	第二種低層住居専用地域	—	—	—
	第一種中高層住居専用地域	97	16.8	1.7
	第二種中高層住居専用地域	—	—	—
	第一種住居地域	156	27.0	2.7
	第二種住居地域	33	5.7	0.6
	準住居地域	—	—	—
	近隣商業地域	36	6.2	0.6
	商業地域	30	5.2	0.5
	準工業地域	28	4.9	0.5
	工業地域	79	13.7	1.4
工業専用地域	79	13.7	1.4	
市街化調整区域		5,101	—	89.8

資料：都市計画課



施策の目標

○ 幸田駅、三ヶ根駅および（仮称）相見駅周辺市街地では、住居機能、交通ターミナル機能、商業・サービス・レクリエーション機能などの集積を促すことにより、にぎわいのある拠点づくりを図ります。

○ 住みよい市街地の形成のため、生活環境基盤の整備および土地区画整理事業の推進を図るとともに、将来の人口増にともなう市街化区域の計画的な拡大を図ります。

主要施策

駅周辺市街地の整備

地域拠点としての整備

■ 幸田駅周辺の整備

土地区画整理事業などにより、都市基盤を整備するとともに、共同化事業などにより土地の合理的活用を図り、まちの中心核として、楽しみと魅力あふれる商店街の個性化や安らぎのある快適性の高い住宅整備を促進します。

■ 三ヶ根駅周辺の整備

都市基盤の整備にあわせ、近隣商業地および観光地として商業・観光サービス機能の充実を図ります。

■ （仮称）相見駅周辺の整備

新たな定住人口や交流人口の受け皿として、土地区画整理事業や土地利用により、新市街地開発の推進を図り、町北部の都市核として商業施設の誘致や住宅地の供給および公的機関の誘導を促進します。

周辺市街地の整備

1. 土地の合理的活用

■ 市街化区域内の都市基盤や幹線道路などの整備を推進し、土地利用効率を高めます。また、用途地域の細分化や見直しにより、土地利用の純化を図ります。

■ 将来の人口や商工業の動向を考慮して、市街化区域および市街化調整区域の計画的な見直しを行います。

■ 市街化区域内の農地や遊休土地の有効利用については、地域の意向調査などをふまえ、地区計画などの土地利用計画策定の促進を

図ります。

2. 土地区画整理事業等の推進

■ 町の中央部等周辺の市街化が進行している地区、あるいは荻地区、六栗地区といった今後計画的に市街地とする地区については、土地区画整理事業や民間開発を主体とした基盤整備の推進を図ります。

3. 市街化区域の拡大や新たな土地利用による地域の活性化

■ ハッピーネス・ヒル・幸田は、文化・スポーツ交流拠点としての施設整備が今後一層図られることから、周辺地区については、市街地としての形成など新たな土地利用による都市的整備の検討を図ります。

■ 新たな土地利用においては、開発許可制度などの適切な運用により、住宅地開発など優良な市街地開発の誘導を図ります。



幸田駅前将来イメージ図





第9節

魅力ある都市景観を形成するために



現状と課題

- 近年、人々の意識は心の豊かさ、生活の質的充実を求める方向へと変化し、まちづくりにおいても、美しいまちなみや快適で魅力ある都市の景観形成が求められています。
- 本町を取り巻く周囲の山々の緑は、親しみとやすらぎをもたらす景観として重要な役割を担っています。また町中央の低地部から山あい広がる田園風景は、のどかで心をなごませてくれるものがあります。そして河川沿いの水辺は、オープンスペース※1として快適な都市環境を形成するうえでの重要な素材でもあります。こうしたすぐれ

た素材が将来失われることのないよう、農林業振興施策と連携を図りながら、水と緑のネットワークを展開し、都市景観の形成を図っていくことが望まれます。

- 今後、都市空間の拠点となる駅周辺・道路・公園・河川・公共建設物などの施設に対し、単に造形的な美しさを求めるだけでなく、長期的、総合的視点に立ち、地域の自然・歴史・文化などのまちの特性を十分生かした景観づくりに配慮し、住民・事業者・行政が一体となって、質の高い個性的な景観形成を進める必要があります。

施策の目標

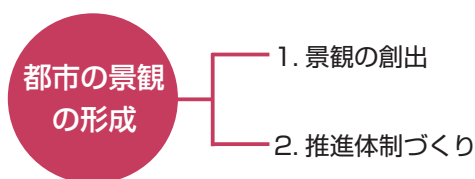
- 都市のシンボルとなる個性的な美しいまちなみ形成を図ります。



用語解説

- ※1 オープンスペース≫都市内で、公園・広場などのゆとりのある空間。
- ※2 ポケットパーク≫街の一角などに設けられる小公園。

施策の体系



主要施策

都市の景観の形成

1. 景観の創出

■ まちの顔づくり

ア まちの中心核である幸田駅周辺は、土地区画整理事業などの整備にあわせ、街路のシンボルロード化、商店街の共同化、協調化などを推進し、にぎわいのある景観形成への誘導を図ります。

イ 三ヶ根駅周辺では、本光寺（あじさい寺）や新たに民間温泉入浴施設などの観光資源があり、公園整備や観光の玄関口にふさわしいサービス機能を生かした整備・誘導を図ります。

ウ まちの都市核として位置付けている（仮称）相見駅周辺は、人々の新しい出会いのステージとして、デザイン性の高い建築物整備への誘導に努めます。

■ ハッピーネス・ヒル・幸田を中心とした顔づくり

町の文化・スポーツ施設の拠点であるハッピーネス・ヒル・幸田の周辺は、地区計画によりにぎわいのある施設と良好な住宅が一体となった良好な市街地環境の創出を図ります。

■ 歴史的景観の保全と整備

町内の多くの神社仏閣については、周辺を含めた歴史的文化的景観の保全と地域の憩いの空間としての整備、および散策路のネットワーク化を推進します。

■ 公共施設などにおける景観形成

公共公益施設の設置にあたっては、デザイン性の優れた建築物を関係機関の協力により推進します。

■ 住宅地景観の形成

まちへの誇りや愛着を高め、地域の文化やコミュニティを育てる基盤として、地区計画制度や生け垣設置の誘導、ならびに緑に包まれたうらおいのある住宅地形成をめざします。

■ 街路景観の形成

幹線道路ごとに樹種を変えた街路樹の緑化推進、電柱の美化、地中化および屋外広告物規制などを図り、街路景観の形成に努めます。

■ オープンスペースの確保と緑化推進

住民がくつろげるポケットパーク※2・公園・広場を確保するとともに、『四季の変化』を感じる樹種、彩りのある草花など特色のある緑化推進に努めます。

2. 推進体制づくり

■ 計画から整備・維持管理にいたる推進制度の確立をめざします。

■ 都市景観行政の母体となる庁内の体制づくりおよび住民・事業者・専門家などの参加を得た推進組織の充実に努めます。

■ 家のまわりの美化運動や商店街の看板一つにも心を配るような、共通認識を持つための啓発活動を進めます。



第10節

墓園の整備



現状と課題

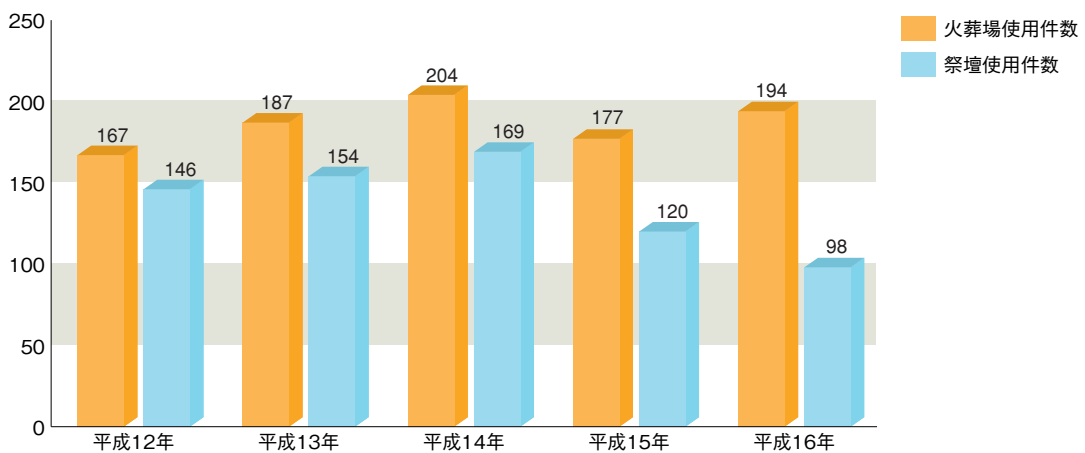
- 墓地は、先祖供養の場であり、近年人口の増加や核家族化の進行、住民の定住志向の高まりなどにより墓地に対する需要が高まっています。
- 本町では共同、その他墓地が町内に数多く点在し、新規の需要に対しては既存墓地の周辺で整備を進めてきましたが、散在墓地が土地利用更新の支障となっており、これら墓地の整理統合を図り、将来の増設に備えた用地の拡張にも配慮する必要があります。また墓園は、公園としての性格を有していることから、今後は植樹や造園を行い

散策路などを設けることによって、緑に囲まれたやすらぎの場として整備を図っていく必要があります。

- 火葬業務は、蒲郡市、岡崎市および西尾市広域圏斎場などで利用されています。本町は独自の事業として祭壇の貸付けを行っており、住民への利便を図っています。

- 町内の斎場は、JAふれあいセンターがありますが、今後、町の祭壇貸付事業の需要動向を見ながら、貸付事業のあり方について検討していく必要があります。

◆火葬場使用件数等

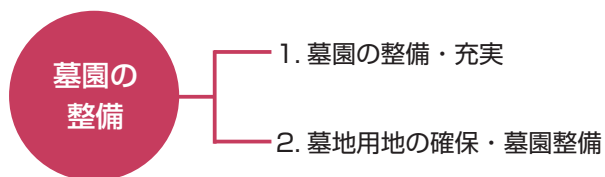


各年度中

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
火葬場使用件数 (件)	167	187	204	177	194
祭壇使用件数 (件)	146	154	169	120	98
祭壇使用率 (%)	87.4	82.3	82.8	67.8	50.5

資料：保健環境課

施策の体系



施策の目標

- 住民に必要な墓地の確保と、景観や環境に留意した墓地・墓園の整備を進めます。

主要施策

墓園の整備

1. 墓園の整備・充実

- 町民の墓地に対するニーズや動向を探りながら、現在地域に点在する共同墓地の環境整備を図ります。

2. 墓地用地の確保・墓園整備

- 墓地需要の増加に対応するため、良好な環境の中に新たな墓地用地の確保と墓園整備を進めます。

